

カードローン

平成27年12月1日現在

商品名	総合口座方式カードローン
ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none"> • 当金庫の会員となれる方 <ul style="list-style-type: none"> ①当金庫の営業地区内に住所又は居所や事業所を有する個人の方 ②当金庫の営業地区内において勤務に従事されている方又は地区内に事業所を有する者の役員の方 上記条件のいずれかに該当される方であれば、当金庫に出資をしていただき会員になることができます。なお、会員になっていただかなくても、ご融資させていただくことが可能な場合もございます。 • お申込み時の年齢が満20歳以上60歳未満の方 • 安定継続した収入がある方 ただし、パートタイマー・アルバイト・世帯収入のある主婦の方もお申しいただけます。 • 反社会的勢力に該当しない方 • 固定電話又は携帯電話を所有され連絡のとれる方 • 一般社団法人しんきん保証基金（以下「しんきん保証基金」という。）の保証が得られる方 • しんきん保証基金保証のカードローンをお持ちでない方 • 当金庫の地区外に転居する等、会員の貸出対象となり得る「会員たる資格」を喪失されたときは、信用金庫法により新たな貸出（出金）は行えません。またその場合、原則として一括でご返済いただきます。
お使いみち	<ul style="list-style-type: none"> • 自由 • ただし、事業資金、旧債務返済資金にはご利用いただけません。
必要書類	<ul style="list-style-type: none"> • ご本人確認資料 運転免許証（未取得の場合はパスポートか写真付住基カード）及び健康保険証
ご融資極度額	<p>極度額 10万円または30万円</p> <ul style="list-style-type: none"> • パートタイマー・アルバイト・主婦の方は10万円とさせていただきます。
ご利用期間	<p>1年間（契約日から1年後応答月の月末日までとさせていただきます。）</p> <ul style="list-style-type: none"> • 原則1年後に再審査のうえ、ご契約は自動更新されますが、お取引状況によりましては契約更新ができない場合がございます。 • 上記期間にかかわらず満70歳の誕生日を過ぎての更新は行いません。
ご融資利率	<p>年10.000%</p> <p>ただし、当該口座に公共料金のように定期的に自動振替がある契約が3項目以上かつ、3か月以上の引落し実績ある場合は▲2.00%の金利優遇とします。</p>
貸付方法	<p>普通預金の残高を超えて払戻しの請求または自動振替による支払いの請求があった場合に、その不足額を貸越極度を限度として自動的に貸出し、普通預金へ入金の上払出しまたは自動支払とします。</p>

利息の計算方法等	<ul style="list-style-type: none"> 貸付利息は付利単位を100円とし、毎年3月と9月の当金庫所定の日に、1年を365日として日割計算のうえ普通預金から引落としまたは貸付元金に組み入れます。 利息計算期間は前回利息決算日の翌日から利息決算日までとし、貸付元金に組み入れ後に貸付極度額を超える場合も貸付元金に組み入れます。 貸付元金が貸付極度額を超える場合には、貸付極度額を超える金額を直ちにお支払いください。
ご返済方法	貸越金の残高がある場合には、普通預金に受入れまたは振込まれた資金は貸越金残高に達するまで自動的に返済にあてます。
保証人・担保	<ul style="list-style-type: none"> 必要ございません。
ご利用場所	原則として、付属する普通預金のキャッシュカードで当金庫の本支店・出張所のほか、全国の提携金融機関、郵便局等のATMでご利用いただけます。
保証料	保証料は金利に含まれています。
手数料	<ul style="list-style-type: none"> 当金庫以外のATM等をご利用になられる場合には、別途ご利用金融機関所定のATMご利用手数料が必要となる場合がございます。 ご利用の時間帯によりましては、上記手数料のほか所定の時間外手数料が必要となります。
苦情処理措置・紛争解決措置	<p>苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店又はリスク統括部お客さま相談室（9時～17時、電話：072-621-9363）にお申し出ください。</p> <p>紛争解決措置 公益社団法人民間総合調停センター（06-6364-7644）東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは当金庫営業日に、上記リスク統括部お客さま相談室又は全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。</p> <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）—もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫リスク統括部お客さま相談室もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせ下さい。</p>
その他	<ul style="list-style-type: none"> お申込みに際しましては審査をさせていただきます。結果によりましてはご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承ください。